

茨城県給与支給通知書広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、茨城県（以下「県」という。）が県職員（知事部局職員（特別職、各種委員会を含む。）教育委員会職員（小、中学校教職員を除く。）、企業局職員、病院局職員、警察職員、議会事務局職員）に支給する例月の給与並びに期末手当及び勤勉手当等に係る支給通知書（以下「給与支給通知書」という。）に広告を掲載するにあたり、必要な事項を定める。

(広告内容・広告主の制限)

第2条 給与支給通知書に掲載する広告（以下「給与広告」という。）は、次に掲げるものについては掲載しない。

- (1) 政治性又は宗教性のあるもの
- (2) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- (3) 個人の氏名広告
- (4) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (5) 法令、規則等に違反するもの
- (6) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等の権利を侵害するおそれのあるもの
- (7) あたかも県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (8) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるもの
- (9) その他、広告として適当でないと県が認めるもの

2 次の各号に掲げる業種又は事業者に係る広告は掲載することができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業のいずれかに該当するもの又は風俗営業に類似した業種に関するものの広告
- (2) 消費者金融に関するもの
- (3) 賭博・ギャンブルに関するもの
- (4) 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
- (5) 取り扱い商品などの性質上、消費者とのトラブルが想定されるもの
- (6) その他、広告を掲載する業種又は業者として適当でないと認められるもの

3 次の各号に掲げる者は、広告主としないことができる。なお、広告の表示期間中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反した者
- (2) 県から指名停止措置等を受けている者
- (3) 消費税（地方消費税を含む。）又は県税を滞納している者
- (4) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36条）第2条第1号から同条第3号に規定する者（暴力団、暴力団員、暴力団員等）

4 次の各号のいずれかに該当する内容の広告は表示することができない。

- (1) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第12条第2項に規定する公正競争規約、公的機関が定める広告規制及びこれらに準じる業界規制に違反するもの、又はこれらに照ら

して不適切な内容を含むもの

- (2) 責任の所在が不明確なもの
- (3) 内容が不明確なもの
- (4) 事実と異なる内容を含むもの
- (5) 虚偽又は誤認される恐れがあるもの
- (6) 比較広告（二重価格表示があるもの、第三者が推奨又は保証する記述があるものを含む。）
- (7) その他、広告として表示することが適当でないと認められるもの

(広告の方法)

第3条 広告主は、県が指定する方法により給与広告を提供する。

2 県は、給与支給通知書を次のとおり県職員に配布することにより給与広告を行う。

(1) 掲載期間 決定後、指定した期日から翌年3月31日までとする。

なお、広告の掲載内容は、掲載回数毎に変更することができる。

(2) 掲載回数 下記のとおりとする。

給与支給明細書区分	広告の配布日
例 月の給与	毎月21日
6月の期末手当 及び勤勉手当	6月30日
12月の期末手当 及び勤勉手当	12月10日

(注) ただし、期間中に給与改定差額の支給がある場合には、回数を追加する。

配布日が日曜日、土曜日又は休日の場合は、変更となる。

(3) 配布数 1回当たり約20,200通

うち電子媒体によるもの 1回当たり約6,000通

(4) 広告の規格等 給与広告の規格は、茨城県給与支給通知書広告掲載仕様書のとおりとする。

(広告主の募集)

第4条 企業等の募集機会を確保するとともに、特定の企業等に偏らないようにするため、広告主を原則として、公募とし、必要に応じ県ホームページ等を通じて告知するものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 給与広告を希望する広告主は、茨城県給与支給通知書広告掲載申込書（様式第1号）とともに、広告の素案を県に提出する。

(広告主の審査)

第6条 県は、給与広告を希望する広告主から前条の規定による申込みがあったときは、広告内容及び広告主を、第2条に基づき審査する。

(見積書の提出)

第7条 県は、第6条の審査に適合した広告主には、茨城県給与支給通知書広告審査結果通知書(様式第2号)により通知する。

2 広告主は、給与広告の掲載料として見積もった額(以下「見積額」という。)を記載した見積書(様式第3号)を県に提出する。

(広告主の決定)

第8条 県は、広告を希望する広告主から前条により見積書の提出があった時は、見積額が最も高いものを広告主として決定する。

2 最高価格の広告掲載希望者が2人以上あるときは、別途指定する日時に当該見積書を提出した者にくじを引かせ、広告主を決定する。

3 県は、広告主を決定したときは、茨城県給与支給通知書広告掲載決定通知書(様式第4号)により広告主に通知する。

(広告原稿の作成及び提出等)

第9条 広告主は、県が別に定める仕様書に基づき、提出期限までに広告原稿を作成し、総務事務センターに提出する。この場合において、広告作成にかかる経費は、広告主が負担する。

2 県は、前項の規定による広告原稿の提出があったときは、広告の内容が本要領の規定に適合していることを確認するとともに表示・印刷テストを実施することにより給与支給通知書表示・印刷に支障がないか確認する。

3 県は、前項の規定による確認の結果、広告の内容等に訂正・削除等が必要なときは広告主に依頼するものとし、広告主は、正当な理由がある場合を除き、訂正・削除等に応じなければならない。

4 前3項の規定は、第3条第2項第1号に規定する広告の掲載内容を変更するときも準用する。

5 県は、広告の内容を承認したときは、茨城県給与支給通知書広告内容承認通知書(様式第5号)により広告主に通知する。

(広告の掲載料)

第10条 広告主は、県が発行する納入通知書により給与広告の掲載料を一括して納付するものとする。

(費用負担)

第11条 給与広告のデザイン料に要する費用等は、広告主の負担とする。ただし、給与広告の掲載に要する費用は、県が負担するものとする。

(広告掲載の取消し等)

第12条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合には、掲載期間中であっても直ちに給与広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 第2条の規定に反すると判断したとき。

(2) その他、給与広告の掲載を継続することが適切でないときと県が判断したとき。

- 2 前項の規定により給与広告の掲載を取り消した場合、県は、広告主に取消理由を付した書面により通知するものとする。
- 3 第1項の規定により給与広告の掲載を取り消した場合、県は、契約金額の減額は行わないものとする。
- 4 第1項の規定により給与広告の掲載を取り消した場合、県は、広告主に対して一切の補償は行わないものとする。

(協議)

第13条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、給与広告に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成20年1月23日から実施する。

付 則

この要領は、平成20年7月15日から実施する。

付 則

この要領は、平成21年9月16日から実施する。

付 則

この要領は、平成21年12月11日から実施する。

付 則

この要領は、平成23年1月13日から実施する。

付 則

この要領は、平成24年1月20日から実施する。

付 則

この要領は、令和3年1月8日から実施する。